**白井市建設工事適正化指導要領**

目　　　　　　　　　次

白井市建設工事適正化指導要領

第　１条　　　目　　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第　２条　　　定　　　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第　３条　　　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第　４条　　　一括下請の禁止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第　５条　　　下請契約の締結の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第　６条　　　技術者の適正な配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第　７条　　　元請業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第　８条　　　下請代金の支払条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第　９条　　　下請業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１０条　　　施工体制の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１１条　　　雇用条件等の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１２条　　　市発注工事における届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１３条　　　指導監督機関の長の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１４条　　　監督職員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１５条　　　不正事実の申告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１６条　　　指導勧告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１７条　　　建設副産物の処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第１８条　　　環境保全活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第１９条　　　建設工事に関する紛争相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第２０条　　　準用規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第２１条　　　補則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

別表第１ (３条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別表第２ (９条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別表第３ (１１条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

別表第４ (１３条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～１１

様　　式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２～２６

記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７～２８

白井市建設工事適正化指導要領

（目　　的）

第１条　この要領は、白井市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）及び同施行令（平成１３年２月１６日施行）並びに同指針（平成１３年３月９日閣議決定）に基づき、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立、建設工事に係る紛争相談等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定　　義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）建設業者

　　　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の許可（同条第３項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

（２）特定建設業者

　　　法第３条第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可（同条第３項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

（３）指定建設業

　　　法第１５条第２号に規定する指定建設業をいう。

（４）元請業者

　　　下請契約におけるすべての注文者をいう。

（５）下請業者

　　　下請契約におけるすべての請負人をいう。

（６）主任技術者

　　　法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。

（７）監理技術者

　　　法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。

（８）専門技術者

　　　法第２６条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

（９）指導監督機関の長

　　　当該建設工事の指導、監督等に関する事務を所掌する部長をいう。

（契約の締結）

第３条　市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第１に掲げる法第

１９条各号に規定された事項が記載された書面により締結しなければならない。

２　元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（一括下請の禁止等）

第４条　建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

２　建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

（下請契約の締結の制限）

第５条　特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の１に該当する下請契約を締結してはならない。

（１）下請代金の額が１件で4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）である下請契約

（２）１工事で下請契約が２以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）となる下請契約

２　元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

（１）建築一式工事にあっては、工事１件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事

（２）建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

（技術者の適正な配置）

第６条　建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

２　市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

３　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号。以下「政令」という。）第２７条に定める建設工事においては、前２項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。

　　この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場に置いて専らその職務に従事するものとする。

　　ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、２以上の工事の主任技術者を兼務することができるものとする。

　（１）工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

　（２）相互の距離が１０ｋｍ程度以内であること。

４　市が発注する建設工事においては、前項に定める専任の監理技術者は、法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者のうちから選任しなければならない。

（元請業者の義務）

第７条　元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。

（２）元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。

（３）元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

（４）元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。

（５）元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から２０日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

（６）元請業者は、下請契約の締結後、適正な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。

（７）市から直接工事を請負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

（下請代金の支払条件）

第８条　下請契約における下請代金の支払いにおいては、元請業者と市との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

（１）元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。

また、市から現金で前金払いがなされる建設工事においては、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。

（２）元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から１ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

（３）特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第５号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して５０日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。

（４）元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

（５）元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。

（６）手形期間は、１２０日以内で、できる限り短い期間とすること。

（７）元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。

（８）元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第９条　元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第２に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

２　市と直接工事請負契約を締結した建設業者は、同じ入札に参加した建設業者（いわゆる「相指名業者」）を下請業者として選定しないよう努めなければならない。

（施工体制の把握）

第10条　建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳（様式第１号又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（様式第３号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

２　前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（様式第２号又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の建設業者に通知しなければならない。

３　第１項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市に提出しなければならない。

４　第１項の建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

５　第１項の規定により、作成建設業者（施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下、同じ。）は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、様式第４号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

６　第２項及び第５項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、様式第５号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

（雇用条件等の改善）

第11条　建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第３に定める事項について措置するものとする。

２　市から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

３　市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（市発注工事における届出等）

第12条　市発注工事を直接請け負った建設業者が､その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは､市との請負契約締結後原則として１か月以内に下請業者選定通知書（様式第６号）により施工体制台帳及び施工体系図を指導監督機関の長に提出しなければならない。

２　市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、市との請負契約締結後原則として７日以内に主任技術者等選任通知書(様式第７号)を、指導監督機関の長に届出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。

３　前２項の届出事項に変更があったとき、当該建設業者は、２週間以内に指導監督機関の長に届出なければならない。（様式第８号又は第９号）

（指導監督機関の長の措置）

第13条　指導監督機関の長は、前条第１項の提出を受理したときは、施工体制等点検表

（別表第４）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

２　指導監督機関の長は、前項の点検のほか、市発注工事について入札契約適正化法第１１条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

３　指導監督機関の長は、前２項の点検および調査の結果を引渡し完了日の翌月10日までに

点検報告書(様式第１０号)により、契約担当部長又は必要に応じ関係部長に報告するものとする。

４　前項の報告を受けた契約担当部長は、必要に応じ市長の承認の上、建設業許可行政庁等関係行政庁へ報告するものとする。

（監督職員等）

第14条　予算執行者は、市発注工事の施工状況等を監督する者(以下｢監督職員｣という。)を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。（様式第１１号）

２　予算執行者は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況報告書（様式第１２号）の提出を求めることができる。

（不正事実の申告）

第15条　建設業を営む者にこの要領に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

２　前項の申告を受けた市長は、指導監督の長に命じ、調査等を行うものとする。この場合の調査等は、第13条の規定を準用する。

（指導勧告等）

第16条　市長は、建設業許可行政庁の指導又は建設業許可行政庁との協議等により、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うことができるものとする。

（１）この要領に違反した建設業を営む者に対して、必要な助言、指導及び勧告を行うものとする。

（２）市の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったとき又は前条の規定により指導があったときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

（建設副産物等の処理等）

第17条　施工者（建設工事の施工を行う者をいう。以下同じ。）は、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。以下同じ。）、「建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。以下同じ。）及び建設廃棄物（建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。以下同じ。）等の処理に関して、関係法令等の規定にしたがい、発生の抑制、再利用及び減量化等適切にこれを処理しなければならない。

２　前項の規定により建設副産物、建設発生土及び建設廃棄物等を処理する場合、施工者は、関係法令等に規定する様式に従い市に提出し、説明するものとする。

（環境保全活動）

第18条　市は、環境保全活動を継続的に実施していくため、環境マネジメントシステムを構築し、市自らが環境に配慮した事務を行っている。施工者は、市の業務の一部を行うものとして次のとおり自らも環境に配慮した業務を遂行すること。

（１）業務を遂行する上で、自らが環境に配慮するよう努める。

（２）業務を遂行する上で、環境を保全するための必要とする技能･知識については、従業員に対して研修等を行うよう努めること。

（３）市から指示された環境を保全するための必要とする事項については、業務に従事する全従業員に周知するとともに、確実に実行する。

（建設工事に関する紛争相談）

第19条　建設工事の請負契約に関する紛争相談を処理するために設置された千葉県の建設工事紛争相談所に相談するよう指導するものとする。

（準用規定）

第20条　この要領に定めのない事項は、千葉県建設工事適正化指導要綱（昭和５４年４月１日制定）等に関係する基準等を、千葉県知事等を適宜白井市等に読み替えることにより準用できるものとする。

（補則）

第21条　この要領に疑義が生じた場合は、適宜、市又は関係機関と協議して定めるものとする。

附　　則

　この要領は、平成１５年１０月１日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附　　則

　この要領は、平成２４年１１月１日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附　　則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附　　則

　この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附　　則

　この要領は、令和５年１月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

（１）工事内容

（２）請負代金の金額

（３）工事着手の時期及び工事完成の時期

（４）請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

（５) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

（６） 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

（７）価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

（８）工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

（９）注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

（10） 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

（11）工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

（12） 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

（13） 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

（14）契約に関する紛争の解決方法

別表第２（第９条関係）

（１）過去における工事成績が優良であること。

（２）その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。

（３）その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。

（４）その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。

（５）その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。

（６）財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。

（７）建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。

（８）一の事業場に常時１０人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

（９）建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。

（10）過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

（11）賃金不払を起こすおそれがないと認められること。

（12）現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届出ていること。

（13）取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

別表第３(第11条関係)

〈雇用・労働条件の改善〉

（１）建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに､労働条件を明示し､雇用に関する文書の交付を行うこと。

（２）適正な就業規則の作成に努めること。この場合､１つの事業場に常時１０人以上の建設労働者を使用する者にあっては､必ず就業規則を作成の上､労働基準監督署に届け出ること。

（３）賃金は毎月１回以上一定日に通貨でその全額を直接､建設労働者に支払うこと。

（４）建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

（５）労働時間管理を適正に行うこと。この場合､労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

〈安全･衛生の確保〉

（６）労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者､作業内容を変更した建設労働者､危険又は有害な作業を行う建設労働者､新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

（７）災害が発生した場合は､当該下請契約における市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

〈社会保険の加入〉

（８）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するよう指導に努めること。

（９）任意の労働補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

（10）建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労務者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

（11）常時使用するすべての建設労務者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労務者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

〈福利厚生施設の整備〉

（12）建設労務者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

（13）建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

〈技術及び技能の向上〉

（14）建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

〈適正な雇用管理〉

（15）雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

（16）建設労働者の募集は適法に行うこと。

（17）出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

〈その他〉

（18）前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第７条の３各号に規定する法令を遵守すること。

別表第４（第１３条関係）

施工体制等点検表

工　事　名：

請負業者名：

Ⅰ　事 前 点 検

◎請負業者より提出されて施工体制台帳の整備状況を事前に点検

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 |  結　果 |
| １．施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか |  |
| 　　　①　作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号 |
| ②　健康保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） |
| 　　　③　建設工事の名称、内容及び工期 |
| 　　　④　市と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 |
| 　　　⑤　監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された請負人への通知書の写し |
| 　　　⑥　監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別 |
| 　　　⑦　現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し |
| 　　　⑧　専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容 |
| 　　　⑨　下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類 |
| 　　　⑩　全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期 |
| 　　　⑪　全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日 |
| 　　　⑫　下請工事に監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等を記載した請負人に対する通知書の写し |
| 　　　⑬　下請負人に現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等を記載した注文者への通知書の写し |
| 　　　⑭　下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別 |
| 　　　⑮　下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容 |
| 　　　⑯　１次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 |
| ２．施工体制台帳の添付書類は揃っているか |
| （１）２次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認 |  |
| 　　　（元請負人と1次下請負人が締結した下請契約書について確認） |
| 　　ア．建設工事標準下請契約約款を使用、　イ．同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用している、　ウ．その他 | ア･イ･ウ |
| （２）イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 | 結　果 |
| 　　　　①　工事内容、　②　請負代金の額、　③　工事着手の時期及び工事完成の期間 |
| 　　　　④　請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法 |
| 　　　　⑤　設計変更又は工事着手の時期の延長若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更，請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め |
| 　　　　⑥　天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め |
| 　　　　⑦　価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 |
| 　　　　⑧　工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| 　　　　⑨　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは，その内容及び方法に関する定め |
| 　　　　⑩　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| 　　　　⑪　工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法 |
| 　　　　⑫　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| 　　　　⑬　契約に関する紛争の解決方法 |
| （３）監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し） |  |
| （４）監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し） |  |
| （５）作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し |  |
| ３．再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか |  |
| ４．再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） |  |
| ５．元請の施工範囲等を確認（直営施工部分はあるか、主たる部分を請け負わせていないか等） |  |
| ６．一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか |  |
| ７．不必要な重層下請となっていないか |  |
| ８．下請人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の下請をさせていないか |  |
| ９．作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上になっていないか |  |

Ⅱ　現 場 点 検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

１．標識等の掲示

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 | 結 果 |
| (１)下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 |  |
| (２)すべての建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示 |  |
| (３)建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示 |  |
| (４）労災保険に関する掲示 |  |

２．施工体制等

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 | 結 果 |
| (１)施工体制台帳は現場に備え付けられているか |  |
| (２)指導監督機関の長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか |  |
| (３)施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか |  |
| (４)元請負人の直営部分の施工状況の確認 |  |
| 　①　事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認 |
| 　②　直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認 |
| (５)下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認 |  |
| (６)元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認 |  |

３．監理（主任）技術者の配置状況

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 | 結 果 |
| (１)監理（主任）技術者の現場専任制等について（監理技術者に対しては資格者証の提示を求める） |  |
| 1. 当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認
 |
| 1. 当該監理（主任）技術者が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認
 |
| 1. 当該監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認
 |
| 1. 当該監理（主任）技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認
 |

４．下請者の使用状況

|  |  |
| --- | --- |
| 点検事項 | 結 果 |
| (１) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか |  |
| (２)下請業者の施工状況、内容及び下請負金額が下請契約書と同じか |  |
| (３)下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について |  |
| 1. 当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額4,000万円以上）
 |
| 1. 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認
 |
| 1. 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認
 |
| 1. 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認
 |

様式第1号

施工体制台帳

　　年　　月　　日

会社名

事業所名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許　可 | 許可業種 | 許可番号 | 許　可　年　月　日 |
| 　　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　　号 | 年　　月　　日 |
| 　　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　　号 | 年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称及び工事内容 |  |
| 発注者名及び住所 |  |
| 工　　期 | 自　　　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　　　年　　月　　日 | 契約日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約営業所 | 区　分 | 名　　　　称 | 住　　　　　所 |
| 元請契約 |  |  |
| 下請契約 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 区分 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 元請契約 |  |  |  |  |
| 下請契約 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発 注 者 の監督(職)員名 |  | 権限・意見申出方法 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 監督員名 |  | 権限・意見申出方法 |  |
| 現　　　 場代 理 人 名 |  | 権限・意見申出方法 |  |
| 監理技術者名主任技術者名 | 専　任非専任 | 資格内容 |  |
| 専 　　　門技 術 者 名 |  | 専 　　　門技 術 者 名 |  |
|  | 資格内容 |  |  | 資格内容 |  |
| 担　　当工事内容 |  | 担　　当工事内容 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外国人建設就労者の従事の状況（有無） | 有　　無 | 外国人技能実習生の従事の状況（有無） | 有　　無 |

《下請負人に関する事項》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | 代表者名 |  |
| 住所電話番号 | 〒(℡　　　　　　　　　　　　) |
| 工事名称及び工事内容 |  |
| 工　　期 | 自　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　年　　月　　日 | 注文者との契　約　日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許　　可 | 施工に必要な許可業種 | 許　　可　　番　　号 | 許　可　年　月　日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人名 |  |  | 安全衛生責任者名 |  |
| 　　 | 権限及び意見申出方法 |  | 安全衛生推進者名 |  |
| 主任技術者名 | 専　任非専任 | 雇用管理責任者名 |  |
|  | 資格内容 |  | 専門技術者名 |  |
|  |  | 資格内容 |  |
| 担当工事内容 |  |

|  |
| --- |
| ※　施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項1. 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
2. 主任技術者又は監理技術者が、主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が、作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
3. 専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 |

様式第２号

　　年　　月　　日

再下請負通知書

直近上位

注文者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【報告下請負業者】

|  |
| --- |
| 住　 所 |
|  |  | 会 社 名 |  |
| 元請名称 |  |  |
|  |
| 代表者名 |
|  |

《自社に関する事項》

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称及　　び工事内容 |  |
| 工　　期 | 自　　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　　年　　月　　日 | 注文者との契　約　日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許　　可 | 施工に必要な許可業種 | 許　　可　　番　　号 | 許　可　年　月　日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 監 督 員 名 |  |  | 安全衛生責任者名 |  |
| 　　 | 権限及び意見申出方法 |  | 安全衛生推進者名 |  |
| 現場代理人名 |  | 雇用管理責任者名 |  |
|  | 権限及び意見申出方法 |  | 専門技術者名 |  |
| 主任技術者名 | 専　任非専任 |  | 資格内容 |  |
|  | 資格内容 |  |  | 担当工事内容 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外国人建設就労者の従事の状況（有無） | 有　　無 | 外国人技能実習生の従事の状況（有無） | 有　　無 |

《再下請負関係》

　　　　　　　　　　　　再下請負業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会 社 名 |  | 代表者名 |  |
| 住所電話番号 | 〒(℡　　　　　　　　　　　　　) |
| 工事名称及び工事内容 |  |
| 工　　期 | 自　　　　　年　　月　　日至　　　　　年　　月　　日 | 注文者との契　約　日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許　　可 | 施工に必要な許可業種 | 許　　可　　番　　号 | 許可（更新）年月日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 　　　　　　　工事業 | 大臣　特定知事　一般　第　　　号 | 　　　　　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人名 |  |  | 安全衛生責任者名 |  |
| 　　 | 権限及び意見申出方法 |  | 安全衛生推進者名 |  |
| 主任技術者名 | 専　任非専任 | 雇用管理責任者名 |  |
|  | 資格内容 |  | 専門技術者名 |  |
|  |  | 資格内容 |  |
| 担当工事内容 |  |

|  |
| --- |
| ※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の４第３項）　・再下請通知人が再下請人と当初契約及び変更契約の契約書の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものは、請負代金の額に係る部分を除く。） |

様式第４号

　　年　　月　　日

（下請負人）　　　　　　　　　様

作成建設業者の 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　(印)

通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工　　　期 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

私は、上記工事に関し、建設業法第２４条の７第１項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第１４条の３第１項の規定により、下記のとおり通知します。

1. 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 作成建設業者の商号又は名称 |  |

２．あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第２４条の７第２項の規定により、再下請通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします

|  |  |
| --- | --- |
| 提出場所の名称 |  |
| 提出場所の所在地 |  |

様式第５号

　　年　　月　　日

（再下請負通知人の下請負人）様

再下請負通知人の住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　(印)

通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の名称 |  |
| 工　　　期 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の７第2項の規定により下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の４第2項の規定により、下記のとおり通知します。

１． 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 作成建設業者の商号又は名称 |  |

２．あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第２４条の７第２項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負い通知を提出する場合は次のとおりとします

|  |  |
| --- | --- |
| 提出場所の名称 |  |
| 提出場所の所在地 |  |

様式第６号

下請業者選定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）白　井　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電 話 番 号

１．工事名称

２．工　　期　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３．請負金額　　　￥

　上記建設工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、白井市建設工事適正化指導要領第１２条第１項の規定により提出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 注文者名 | 下請に附した工事種別又は範 囲 | 下　　　　請　　　　業　　　　者 | 下請区分第１､第２下請等の区分 |
| 商号又は名称代表者氏名 | 所在地電話番号 | 許 可番 号 | 許可業種 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※ 添付書類　　施工体制台帳､施工体系図及び再下請通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類　(下請契約、建設業の許可、技術者資格)

様式第７号

　　年　　月　　日

（宛先）白　井　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　(印)

主任技術者等選任通知書

　このことについて、　　　　年　　月　　日契約に係る　　　　　　　　　　　　　　工事に関し、下記の者を選任したので白井市建設工事適正化指導要領第１２条第２項の規定及び建設工事請負契約約款第１０条の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現場代理人 | 主任技術者監理技術者 | 専門技術者 |
| 氏　　名 |  |  |  |
| 現 住 所 |  |  |  |
| 生年月日 | 　年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 資　　格 |  |  |  |
|  |  |  |
| 選 任 日 | 　年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

※　添付書類

　　　主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の

　　写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

（注）１　主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。

　　　２　監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

|  |
| --- |
| 　建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者として配置することはできません。（建設業法第７条第２号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる工事 |

様式第８号

下請業者変更届

　　年　　月　　日

（宛先）白　井　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電 話 番 号

１．工　事　名

２．工　　　期　　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３．請負代金額　　　　　￥

　上記建設工事に関し、　　　　年　　月　　日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので白井市建設工事適正化指導要領第１２条第３項の規定により届出します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 変　更　前 | 変　更　後(追加を含む) | 変　更　前 | 変　更　後(追加を含む) |
| 注文者名 |  |  |  |  |
| 下請に附した工事の種別又は範囲 |  |  |  |  |
| 下請業者 | 商号又は名称代表者氏名 |  |  |  |  |
| 所在地電話番号 |  |  |  |  |
| 許可番号 |  |  |  |  |
| 許可業種 |  |  |  |  |
| 下請区分 |  |  |  |  |
| 変　更　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

※　添付書類

　　施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類

　　(下請契約、建設業の許可、技術者資格)

様式第９号

　　　年　　月　　日

（宛先）白　井　市　長

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　(印)

変更通知書

　　　　　年　　月　　日契約に係る　　　　　　　　工事に関し、　　　　年　　月　　日付けで通知した　　　　　　　について、下記のとおり変更しましたので、白井市建設工事適正化指導要領第１２条第３項の規定及び建設工事請負約款第１０条の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 氏　　名 |  |  |
| 現 住 所 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 資　　格 |  |  |
|  |  |
| 変更日 | 年　　月　　日 |

様式第１０号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指導監督機関の長　　　　　(印)

点検報告書

　下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、白井市建設工事適正化指導要領第１３条第３項の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 請負業者名（商号又は名称） |  |
| 本店又は営業所所在地 |  |
| 契約年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 契約金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 工期 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

別　添

|  |  |
| --- | --- |
| 点検等年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| １．点検事項 | 　点検結果（該当事項に○をする） |
| （１）施工体制台帳の整備状況 | ア.適正　　イ.一部不適正　　ウ.不適正 |
| （２）下請契約書 | ア．建設工事標準下請契約約款を使用イ．同約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用ウ．その他 |
| （３）一括下請又は不必要な重層下請 | ア.疑いがない　　イ.疑いがある |
| （４）標識等の掲示 | ア.適正　　イ.一部不適正　　ウ.不適正 |
| （５）施工体制及び施工体系図の確認 | ア.適正　　イ.一部不適正　　ウ.不適正 |
| （６）監理(主任)技術者の配置状況 | ア.適正　　イ.一部不適正　　ウ.不適正 |
| （７）下請業者の使用状況 | ア.適正　　イ.一部不適正　　ウ.不適正 |
| ２．その他の事項 | （具体的に記入） |
| （不適正等の内容） |
| （指導状況） |

点検（調査）者職・氏名

様式第１１号

監督職員選任（変更）通知書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白　井　市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白井市長　　　　　　　　　　(印)

１．工 事 名

２．工　　期　　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３．契約金額　　　　　￥

　上記建設工事に関し、次の者を監督職員として選任したので、白井市建設工事適正化指導要領第１４条第１項の規定及び建設工事請負契約約款第　　条第　項の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 総括監督員 | 主任監督員 | 監　　　督　　　員 |
| 職　　名 |  |  |  |  |
| 氏　　名 |  |  |  |  |
| 選　任　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |

様式第１２号

工事現場状況等報告書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　監　督　員　　職　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　(印)

　下記建設工事現場の状況については、別添のとおりでしたので、白井市建設工事適正化指導要領第１４条第２項の規定により報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 施工箇所 |  |
| 請負業者名(商号又は名称) |  |
| 本店又は営業所所在地 |  |
| 契約金額 | 　　　　　　　　　　円 | 契約年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 工期 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

別　添

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 確 認 日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 現場代理人 | 　氏　名 |
| 主任技術者又　　　は監理技術者 | 氏　　名 | 会社の名称 | 氏　　名 | 会社の名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 専門技術者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 当 該 工 事施　工　者 | 工事の種別 | 会社の名称 | 工事の種別 | 会社の名称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （備考） |

（注）１　「主任技術者又は監理技術者」「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術管理を

行っている者を記載すること。

　　　２　「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載すること。

**記載要領**

１．施工体制台帳（様式第１号）

（１）施工体制台帳に添付される書類により、当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかな場合は、当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより、施工体制台帳への記載を省略することができる。

　　　なお、この場合の記載例は次のとおりである。

　　　　「●●●●の証明書は別添○参照」

（２）施工体制台帳に添付する書類は下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかになるように行うこと。

（３）施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第２６条の２に規定する専門技術者がいない場合等）については、当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

２．再下請通知書（様式第２号）

（１）「再下請通知書」は、原則として、市から直接建設工事を請け負った建設業者に提出すること。

　　　ただし、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

３．施工体系図（様式第３号）

（１）記載の必要のない項目（例：建設業法第２６条の２に規定する専門技術者がいない場合等）は当該項目を削除する等の措置を講じること

４．下請業者選定通知書（様式第６号）

（１）「下請業者」欄は、市から直接工事を請け負った者からその工事の全部又は一部を請け負った者はもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人を記載すること。

（２）「下請に附した工事種別又は範囲」欄は、例えば、モルタル吹付工事、くい打ち工事、型枠工事等の工事種別又は、工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。

（３）「下請区分」欄は、第１、第２、第３・・・・・・の下請階層区分を記載すること。

（４）下請業者の記載順は、下請階層区分順に記載すること。例えば、下記のとおりの下請形態であれば例示の順序のとおり記載すること。

（下請形態）

　　　　　　　　　　　　 ○Ａ社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　元請業者

　　　　 ○Ｂ社　　　　　○Ｃ社　　　　　 ○Ｄ社　　　　　　　　　 第１次下請業者

○Ｅ社　　　○Ｆ社　　 ○Ｇ社　　○Ｈ社　　　 ○Ｉ社　　　　　　　 第２次下請業者

○Ｊ社　　　　　　　　　　　　　　　　○Ｋ社　　　 ○Ｌ社　　　　　第３次下請業者

（例　　示）

　　　注　文　者　　　　下請業者名　　　　下請区分　　　　　　順　序

　　　　Ａ　社　　　　　　Ｂ　社　　　　　　第１次

　　　　　〃　　　　　　　Ｃ　社　　　　　　　〃

　　　　　〃　　　　　　　Ｄ　社　　　　　　　〃

　　　　Ｂ　社　　　　　　Ｅ　社　　　　　　第２次

　　　　　〃　　　　　　　Ｆ　社　　　　　　　〃

　　　　Ｃ　社　　　　　　Ｇ　社　　　　　　　〃

　　　　Ｄ　社　　　　　　Ｈ　社　　　　　　　〃

　　　　　〃　　　　　　　Ｉ　社　　　　　　　〃

　　　　Ｅ　社　　　　　　Ｊ　社　　　　　　第３次

　　　　Ｉ　社　　　　　　Ｋ　社　　　　　　　〃

　　　　　〃　　　　　　　Ｌ　社　　　　　　　〃